

令和5年監公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定による監査の結果に基づき、大府市長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、その内容について公表する。

令和5年12月25日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

是正又は改善が必要であると認める事項	措 置 の 内 容
<p>○指摘事項</p> <p>・公民館各種教室受講料等の入金処理について 該当機関 大府公民館</p> <p>(不適切な取扱い)</p> <p>収納した現金が翌日までに入金されておらず、特に公民館各種教室受講料は、入金 の遅延件数及び入金までの期間において、事務 処理の適正を欠く事案が見られた。</p> <p>(改善事項)</p> <p>大府市予算決算会計規則第45条の規定に 基づき、適切な公金の取扱事務に努められ たい。</p>	<p>公民館で受領した公民館各種教室受講料等 については、翌日までに市指定金融機関へ入金 するよう公民館職員に周知徹底を図りました。</p> <p>現在は滞りなく入金処理を行っており、今後 も適切な公金の取扱事務に努めて参ります。</p>